

# 福岡県公報

平成二十九年三月三十一日  
第三千八百八十号  
増刊  
①

## 目次

### 告示

○福岡県国民健康保険診療報酬審査委員会委員の数の一部改正

(医療保険課) ……………二

○福岡県母子及び寡婦福祉短期資金貸付規程を廃止する告示

(児童家庭課) ……………二

○福岡県の財務担当者及び取引店の指定に関する告示の一部を改正する告示

(会計管理局会計課) ……………二

### 訓令

○福岡県臨時職員規程の一部を改正する訓令

(人事課) ……………三

○福岡県産炭地振興対策推進連絡会議規程の一部を改正する訓令

(広域地域振興課) ……………四

○福岡県母子父子福祉協力員規程を廃止する訓令

(児童家庭課) ……………四

### 教育委員会

○福岡県教育委員会臨時職員規程の一部を改正する訓令

(教育庁総務課) ……………四

○教育長の権限に属する事務の委任等に関する規程の一部を改正する訓令

(教育庁総務課) ……………五

○福岡県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

(教育庁総務課) ……………五

○福岡県教育庁事務分掌規程の一部を改正する訓令

(教育庁総務課) ……………六

○福岡県教育委員会認証局利用規程を廃止する訓令

(教育庁総務課) ……………六

### 選挙管理委員会

○最高裁判所裁判官国民審査事務取扱規程の一部を改正する告示

(市町村支援課) ……………七

○最高裁判所裁判官の氏名等の掲示に関する規程の一部を改正する告示

(市町村支援課) ……………七

### 人事委員会

○福岡県の職員に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局任用課) ……………七

○福岡県職員の定年等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局任用課) ……………八

○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課) ……………八

○福岡県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課) ……………九

○福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課) ……………十一

○公平委員会の事務の委託を受けている町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課) ……………十三

○福岡県職員の農林漁業普及指導手当に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課) ……………十三

○福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則等の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課) ……………十四

○福岡県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第十二条の給料の調整額の経過措置を定める規則

(人事委員会事務局給与公平課) ……………二十

○平成二十八年改正条例附則第七条の規定による医療職給料表(二)の経過的特例に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課) ……………二十一

○福岡県の職員の給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課) ……………二十一

○福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課) ……………二十一

○福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課) ……………二十二

○福岡県の職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則  
 (人事委員会事務局給与公平課) ……………三二一

○福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則  
 (人事委員会事務局給与公平課) ……………三二六

○福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則  
 (人事委員会事務局給与公平課) ……………三二六

○福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則  
 (人事委員会事務局給与公平課) ……………三二六

○福岡県職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則  
 (人事委員会事務局給与公平課) ……………三二九

○福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則  
 (人事委員会事務局給与公平課) ……………三二九

○福岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
 (人事委員会事務局給与公平課) ……………三二九

○福岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
 (人事委員会事務局給与公平課) ……………三二九

○福岡県地方公共団体の機関等に派遣される福岡県職員の処遇等に関する条例の施行規則の一部を改正する規則  
 (人事委員会事務局給与公平課) ……………三二九

○福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令  
 (人事委員会事務局任用課) ……………四八

○福岡県人事委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領の一部を改正する訓令 (人事委員会事務局任用課) ……………五十八

○福岡県取用委員会認証局利用規程を廃止する訓令 (用地課) ……………五十八

**告 示**

**福岡県告示第二百八十五号**

福岡県国民健康保険診療報酬審査委員会委員の数(昭和五十一年六月福岡県告示第千六十五号)の一部を次のように改正し、この告示の日から施行する。

平成二十九年三月三十一日

第一号から第三号までの規定中「五十人」を「五十一人」に改める。

福岡県知事 小川 洋

**福岡県告示第二百八十六号**

福岡県母子及び寡婦福祉短期資金貸付規程を廃止する告示を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県母子及び寡婦福祉短期資金貸付規程を廃止する告示

福岡県母子及び寡婦福祉短期資金貸付規程(昭和三十三年十二月福岡県告示第九百九十七号)は、廃止する。

**附 則**

この告示は、公布の日から施行する。

**福岡県告示第二百八十七号**

福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示の一部を改正する告示  
 福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示(昭和三十九年四月福岡県告示第二百二十号)の一部を次のように改正する。

**第二条の表中**

筑紫県税事務所 筑紫保健福祉環境事務所 障害者更生相談所 福岡児童相談所 精神保健福祉センター 那珂県土整備事務所 流域下水道事務所	春日高等学校 春日警察署	春日原支店
--	-----------------	-------

を

障がい者更生相談所 福岡児童相談所 精神保健福祉センター 那珂県土整備事務所 流域下水道事務所	春日高等学校	春日警察署	〃 春日原支店
---	--------	-------	------------

に、

消防学校	光陵高等学校 水産高等学校	〃	福間支店
------	------------------	---	------

を

〃	光陵高等学校 水産高等学校	〃	福間支店
---	------------------	---	------

に、

北部家畜保健衛生所	〃	嘉麻警察署	〃 大隈支店
-----------	---	-------	-----------

を

消防学校 北部家畜保健衛生所	〃	嘉麻警察署	〃 大隅支店
-------------------	---	-------	-----------

に改める。

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則

訓 令

福岡県訓令第 1 号

福岡県臨時職員規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

福岡県臨時職員規程の一部を改正する訓令

福岡県知事 小川 洋

福岡県臨時職員規程（昭和三十五年七月福岡県訓令第三十九号）の一部を次のように

改正する。

第二条第三号を次のように改める。

三 採用候補者名簿がない場合又は当該名簿において当該職を志望すると認められる者の数が採用すべき者の数よりも少ない場合

第十二条第二項中「（昭和三十七年法律第六十号）」を「（平成二十六年法律第六十八号）」に改める。

別表中

妊娠中、又は分べん後一年以内の女性職員が妊娠に起因する障害のため勤務することが困難である場合

を

妊娠中、又は分べん後一年以内の女性職員が妊娠に起因する障がいのため勤務することが困難である場合

に、

職員が要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められるとき。

要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する三月の期間内において必要と認められる期間

を

職員が要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められるとき。

要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、三回を超えず、かつ、通算して三月を超えない範囲内で指定する期間

に改め、

職員が要介護者の介護をするため、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められるとき。

要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する六月の期間内において、一日二時間を超えない範囲内で必要と認められる時間

同表備考三の 1 中「子及び配偶者の父母」を「子、配偶者の父母、祖父母、孫及び兄弟姉妹」に改め、同表備考三の 2 中「祖父母、孫、兄弟姉妹、」を削る。

附 則

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。

福 岡 県 訓 令 第 二 号

福 岡 県 教 育 委 員 会 訓 令 第 一 号

本 庁

福岡県産炭地振興対策推進連絡会議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県教育委員会

福岡県産炭地振興対策推進連絡会議規程の一部を改正する訓令

福岡県産炭地振興対策推進連絡会議規程（昭和五十六年四月 福岡県訓令第六

福岡県教育委員会訓令第

号）の一部を次のように改正する。

一 号

別表第一中「新社会推進部長」を「人づくり・県民生活部長」に改める。

別表第二中「新社会推進部」を「人づくり・県民生活部」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

福 岡 県 訓 令 第 三 号

福 祉 労 働 部

福 祉 労 働 部 関 係 出 先 機 関

福岡県母子父子福祉協力員規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県母子父子福祉協力員規程を廃止する訓令

福岡県母子父子福祉協力員規程（昭和三十四年一月福岡県訓令第一号）は、廃止す

附 則

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。

教 育 委 員 会

福 岡 県 教 育 委 員 会 訓 令 第 二 号

本 庁

福岡県教育委員会臨時職員規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会臨時職員規程の一部を改正する訓令

福岡県教育委員会臨時職員規程（昭和四十二年十二月福岡県教育委員会訓令第四号）

の一部を次のように改正する。

別表中

妊娠中、又は分べん後一年以内の女性職員が妊娠に起因する障害のため勤務することが困難である場合	十四日を超えない範囲内で必要と認められる期間
--	------------------------

を

妊娠中、又は分べん後一年以内の女性職員が妊娠に起因する障害のため勤務することが困難である場合	十四日を超えない範囲内で必要と認められる期間
--	------------------------

に改め、

職員が要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められるとき。	要介護者の各々が介護を必要とする一継続する状態ごとに、連続する三月の期間内において必要と認められる期間
--	---

を

職員が要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当である	要介護者の各々が介護を必要とする一継続する状態
-------------------------------	-------------------------

暇

介護時間	介護休
職員が要介護者の介護をするため、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められるとき。	ると認められるとき。
要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する六月の期間内において、一日二時間を超えない範囲内で必要と認められる時間	ごとに、三回を超えず、かつ、通算して三月を超えない範囲内で指定する期間

同表備考第三号の1中「及び配偶者の父母」を、「配偶者の父母、祖父母、孫及び兄弟姉妹」に改め、同号の2中「祖父母、孫、兄弟姉妹、」を削る。

**附 則**

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。

**福岡県教育委員会教育長訓令第一号**

教育長の権限に属する事務の委任等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

福岡県教育委員会教育長 城 戸 秀 明

教育長の権限に属する事務の委任等に関する規程の一部を改正する訓令

教育長の権限に属する事務の委任等に関する規程（昭和四十二年八月福岡県教育委員会教育長訓令第二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第六号中「兼職及び兼務（地方公務員法）を「兼職（前号及び地方公務員法）」に改め、第二十七号を第二十八号とし、第六号から第二十六号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第十七条第一項の規定に基づき、所属職員の教育に関する兼職等を承認すること。

に改め、

本 庁  
出先機関

第七条第二項中「第七号」を「第八号」に、「第十五号、第十六号及び第十九号から第二十六号まで」を「第十六号、第十七号及び第二十号から第二十七号まで」に、「第十五号及び第十六号中」を「第十六号及び第十七号中」に改め、同条第三項中「第八号から第十八号まで及び第二十七号」を「第九号から第十九号まで及び第二十八号」に改める。

**附 則**

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。

**福岡県教育委員会教育長訓令第二号**

福岡県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

福岡県教育委員会教育長 城 戸 秀 明

福岡県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

福岡県教育委員会事務決裁規程（平成六年四月福岡県教育委員会教育長訓令第二号）の一部を次のように改正する。

別表一第四項中「「労基法」、」の下に「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）」を、「地公法」、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）」を、「教特法」、」を加え、同項第七号中「及び兼務」を削り、「兼職」の下に「（地公法第三十八条第一項に規定するものを除く。）」を加え、同項第八号中「及び兼務（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三十八条第一項に規定するものを除く。）」を削り、「兼職」の下に「（前二号に規定するものを除く。）」を加え、第二十一号を第二十二号とし、第八号から第二十号までを二号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の二号を加える。

- 8 地公法第三十八条第一項の規定に基づき、所属職員の営利企業への従事等について許可すること（教育長が別に定める軽易なものに限る。） 課長
- 9 教特法第十七条第一項の規定に基づき、所属職員の教育に関する兼職等を承認すること。 課長

別表二第三項第五号中「第四十条」を「第三十一条」に、同項第六号中「第四十三条及び第四十四条」を「第三十四条及び第三十五条」に、同項第七号中「第二十九条第二項」を「第二十四条第二項」に改め、第四項第十八号及び第十九号中「延長」の下に「(再度の延長を含む。)」を加え、第五項第三号中「許可すること」の下に「(課長又は出先機関の長に専決させるものを除く。)」を加え、同項第五号中「及び兼務」を削り、「兼職」の下に「(地公法第三十八条第一項に規定するものを除く。)」を加え、第十項第三号中「、医療職(一)四級又は医療職(二)七級以上」を削り、同項第四号中「又は医療職(一)三級若しくは医療職(二)六級」を削り、同項第五号中「又は医療職(一)二級以下若しくは医療職(二)五級以下」を削る。

別表八第三項第八号中「市」の下に「(指定都市を除く。)」を加え、第四項第二十号及び第二十一号中「延長」の下に「(再度の延長を含む。)」を加え、第五項第二号中「許可すること」の下に「(県立学校長に専決させるものを除く。)」を加え、同項第三号中「及び兼務」を削り、「兼職」の下に「(前二号に規定するものを除く。)」を加え、同項第十一号を第十二号とし、第三号から第十号までを一貫して繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。

3 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第十七条第二項の規定に基づき、県立学校長の教育に関する兼職等を承認すること。 教育長

別表八第九項第二号中「公立の」を「県又は市(指定都市を除く。次号及び第四号において同じ。)」町村の設置する」に改め、「若しくは」を削り、「中学校」の下に「(義務教育学校の後期課程を含む。)」を加え、同項に次の一号を加える。

10 学校教育法第四条第四項及び学校教育法施行令第二十三条第一項第四号の規定により、指定都市の設置する特別支援学校の高等部の学級の編制及び変更の届出を受理すること。 課長

別表八第十三項第三号中「、医療職(二)五級」を削り、同項第五号中「、医療職(二)四級以下」を削る。

別表十四各出先機関の長の項中第六項を第七項とし、第一項から第五項までを一貫して繰り下げ、第二項の前に次の一項を加える。

一 所属職員の人事、服務等に関する事務

1 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第三十八条第一項の規定に基

づき、所属職員の営利企業への従事等について許可すること(教育長が別に定める輕易なものに限る。)

別表十四教育事務所長の項第二項第二号中「特二級以下、」を「特二級以下又は」に改め、「又は医療職(二)四級以下」を削る。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

福岡県教育委員会教育長訓令第三号

本 庁

出先機関

福岡県教育庁事務分掌規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

福岡県教育委員会教育長 城戸 秀明

福岡県教育庁事務分掌規程の一部を改正する訓令

福岡県教育庁事務分掌規程(平成十年三月福岡県教育委員会教育長訓令第一号)の一部を次のように改正する。

第十条第二号二中「市町村立学校」を「市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市を除く。以下この号において同じ。)」町村立学校」に改め、同中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

附則

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。

福岡県教育委員会教育長訓令第四号

本 庁

出先機関

福岡県教育委員会認証局利用規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

福岡県教育委員会教育長 城戸 秀明

福岡県教育委員会認証局利用規程を廃止する訓令

福岡県教育委員会認証局利用規程（平成十五年三月福岡県教育委員会教育長訓令第三号）は、廃止する。

附則

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第三十九号

最高裁判所裁判官国民審査事務取扱規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

最高裁判所裁判官国民審査事務取扱規程の一部を改正する告示

最高裁判所裁判官国民審査事務取扱規程（平成十二年福岡県選挙管理委員会告示第五十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第十四条」を「第十三条」に、「自治省令」を「総務省令」に改める。

第四条中「第十四条」を「第十三条」に改める。

第五号様式注の中「第10条第2項」を「第9条第2項」に改める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

福岡県選挙管理委員会告示第四十号

最高裁判所裁判官の氏名等の掲示に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

最高裁判所裁判官の氏名等の掲示に関する規程の一部を改正する告示

最高裁判所裁判官の氏名等の掲示に関する規程（昭和二十三年福岡県選挙管理委員会規程第二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十条」を「第十九条第一項」に改める。

別記第一号様式中「第二十条」を「第十九条第一項」に改める。

別記第二号様式備考四中「第二十三条」を「第二十条第一項」に、「ときは、当該裁判官に関する部分はこれを消さなければならない。」を「場合には、直ちに、当該裁判官の掲示事項を削除しなければならない。」に改め、同様式備考に次のように加える。  
五 令第二十条第二項の通知を受けた場合には、直ちに、当該裁判官の氏名を変更しなければならない。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

人事委員会

福岡県の職員に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

福岡県人事委員会規則第三号

福岡県の職員に関する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員に関する規則（平成元年福岡県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「対象となる職」を「採用試験の対象となる職」に改める。

第十条の見出しを「採用選考を行う職」に改める。

第十七条の三第一号及び第十九条第一項第二号中「障害」を「障がい」に改める。

第三十七条第一項第一号中「警部以下の警察官の職」を「警察官の警部以下の職」に改める。

第四十条中「第三十八条の二」を「第三十八条の三」に改める。

別表第一中

福岡県職員採用I類試験	一 行政職給料表の職務の級一級の職のうち学 校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に 規定する大学（以下「大学」という。）卒業 程度の知識、技術その他の能力を必要とする 職
	二 医療職給料表(二)の職務の級二級の職
	三 研究職給料表の職務の級一級の職のうち大

を

学卒業程度の知識、技術その他の能力を必要とする職

福岡県職員  
採用Ⅰ類試  
一 行政職給料表の職務の級一級の職のうち学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する大学（以下「大学」という。）卒業程度の知識、技術その他の能力を必要とする職  
二 研究職給料表の職務の級一級の職のうち大学卒業程度の知識、技術その他の能力を必要とする職

福岡県職員  
採用Ⅱ類試  
一 行政職給料表の職務の級一級の職のうち学校教育法に規定する短期大学（以下「短期大学」という。）又は高等専門学校（以下「高等専門学校」という。）卒業程度の知識、技術その他の能力を必要とする職  
二 医療職給料表（二）の職務の級一級の職のうち短期大学又は高等専門学校卒業程度の知識、技術その他の能力を必要とする職  
三 研究職給料表の職務の級一級の職のうち短期大学又は高等専門学校卒業程度の知識、技術その他の能力を必要とする職

福岡県職員  
採用Ⅱ類試  
一 行政職給料表の職務の級一級の職のうち学校教育法に規定する短期大学（以下「短期大学」という。）又は高等専門学校（以下「高等専門学校」という。）卒業程度の知識、技術その他の能力を必要とする職  
二 研究職給料表の職務の級一級の職のうち短期大学又は高等専門学校卒業程度の知識、技術その他の能力を必要とする職

同表の備考中第二号を削り、第三号中「第四号」を「第三号」に改め、同号を第二号とし、第四号を第三号とする。

別表第四中第二号を削り、第三号中「保健師の職、助産師の職、」を削り、同号を第二号とし、第四号を第三号とし、第八号を第九号とし、同表第七号中「少年補導職員の

に、

を

に改める。

職」の下に、「診療放射線技師の職、臨床検査技師の職、理学療法士の職、作業療法士の職、言語聴覚士の職、歯科衛生士の職、歯科技工士の職、保健師の職、助産師の職」を加え、同号中「航空従事者の職」を削り、同号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同号の前に次の二号を加える。

四 獣医師の職

五 航空従事者の職

附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第一及び別表第四の改正規定は平成二十九年四月一日から、第十七条の三及び第十九条の改正規定は同年十月一日から施行する。

福岡県職員の定年等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

福岡県人事委員会規則第四号

福岡県職員の定年等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県職員の定年等に関する条例施行規則（昭和五十九年福岡県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第十条の二第四号」を「第十条の二第一項第四号」に、「特定地方公社等職員」を「特定一般地方独立行政法人等職員」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

福岡県人事委員会規則第五号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則



管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年福岡県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の項中「スポーツ振興課の人事又は服務担当の企画主幹又は企画主査」を削る。

別表第二児童相談所の項中「副所長」を「副所長 児童福祉法務専門監」に改める。  
別表第二中

障害者更生相談所	所長 知的障害者支援課長	を
障がい者更生相談所	所長 知的障がい者支援課長	に改める。

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

福岡県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

福岡県人事委員会規則第六号

福岡県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

福岡県職員の育児休業等に関する規則（平成四年福岡県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第一条の三の見出し中「第二条の二第三号ロ」を「第二条の三第三号ロ」に改め、同条中「第二条の二第三号ロ」を「第二条の三第三号ロ」に改め、同条第二号中「親である配偶者」を「親（当該子について民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条の二第一項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により当該子を委託されている同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第一号に規定する養育里親である者（児童の親その他の同法第二十

七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。以下この項において同じ。）である配偶者」に改め、同号ロ中「障害」を「障がい」に改める。

第一条の四中「第三条第四号」を「第三条第五号」に改める。

第二条中「第二条の二第三号」を「第二条の三第三号」に改める。

第五条中「第十一条第五号」を「第十一条第六号」に改める。

様式第一号中「第3条第4号又は第11条第5号」を「第3条第5号又は第11条第6号」に改める。

様式第二号中「雑費」の次に「雑」を加え、同紙の記入上の注意の2中「第2条の2第3号」を「第2条の3第3号」に改め、同紙の記入上の注意の5中「第2条の2第2号」を「第2条の3第2号」に改める。

様式第三号を次のように改める。

様式 3 号 (第 4 条、第 8 条、第 12 条関係)

養 育 状 況 変 更 届

(任命権者)

年 月 日届出

\_\_\_\_\_ 殿

所属 \_\_\_\_\_

職名 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

育 児 休 業

次のとおり育児短時間勤務に係る子の養育の状況について変更が生じたので届け出ます。

部 分 休 業

- 育児休業等に係る子を養育しなくなった。
- 同居しなくなった。       負傷・疾病       託児できるようになった。
- その他 ( \_\_\_\_\_ )
- 育児休業等に係る子が死亡した。
- 育児休業等に係る子と離縁した。
- 育児休業等に係る子との養子縁組が取り消された。
- 育児休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した。
- 育児休業等に係る子についての民法第 817 条の 2 第 1 項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した。
- 育児休業等に係る子との養子縁組が成立しないまま児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定による措置が解除された。
- その他 ( \_\_\_\_\_ )

発生日

年 月 日

(注) 該当する□にはレ印を記入すること。

様式第四号及び第五号中「齎」の次に「齎」を加える。

附則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第一条の三第二号口の改正規定は、平成二十九年十月一日から施行する。

福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

福岡県人事委員会規則第七号

福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成十年福岡県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第十条の三中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項中「条例第九条の三第一項の」の下に「常態として当該子を養育することができるものとして」を加え、同項第二号中「障害」を「障がい」に、「請求」を「当該請求」に改め、同項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

条例第九条の三第一項のその他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の四第一号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第二十七条第一項第三号の規定により委託されている当該児童とする。

第十条の四第一項第四号を次のように改める。

四 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条の二第一項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないうまま児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

第十条の四第一項に次の一号を加える。

五 第一号、第二号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が条例第九条の三第一項に規定する職員に該当しなくなった場合

第十条の四第四項中「第四項」を「第五項」に改める。

第十条の五第一項中「期間と」の下に「同条第三項の規定による請求に係る期間と」を加える。

第十条の六第一項に次の二号を加える。

四 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第八百七十七条の二第一項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないうまま児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

五 第一号、第二号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員がそれぞれ条例第九条の三第二項又は同条第三項に規定する職員に該当しなくなった場合

第十条の七本文を次のように改める。

第十条の三から前条まで（第十条の三第一項及び第二項、第十条の四第一項第三号及び第四号並びに前条第一項第三号及び第四号並びに第二項第一号及び第二号を除く。）の規定は、条例第九条の三第四項の規定により条例第九条の三第一項から第三項までの規定を準用する場合について準用する。この場合において、「子」とあるのは「要介護者」と、「子が離縁又は養子縁組の取消により当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、「第一号、第二号又は前号に掲げる場合」とあるのは「第一号又は第二号に掲げる場合」と、第十条の五第二項中「、条例第九条の三第二項又は第三項」とあるのは「、それぞれ条例第九条の三第二項に規定する妨げる場合の有無又は同条第三項」と、同条第三項中「条例第九条の三第二項又は第三項の」とあるのは「条例第九条の三第三項の」と、「条例第九条の三第二項又は第三項に」とあるのは「同項に」と、前条第二項中「次の各号」とあるのは「前項各号」と読み替えるものとする。

第十六条第一項第三号中「子」の下に「（条例第九条の三第一項において子に含まれるものとされている者を含む。以下本条及び別表第二において同じ。）」を加え、同項

第四号中「身体上若しくは精神上の障害」を「身体上若しくは精神上の障がい」に改め、同項第十号中「障害」を「障がい」に改める。

第十七条第一項第二号中「（職員と同居しているものに限る。）」を削り、同条の第三項及び第四項を次のように改める。

3 条例第十六条第一項に規定する職員の申出は、同項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）の指定を希望する期間の初日及び末日を明らかにして、任命権者の定める手続に従って任命権者に対し行わなければならない。

4 任命権者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があった場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間（第七項において「申出の期間」という。）の指定期間を指定するものとする。

第十七条に次の四項を加える。

5 職員は、第三項の申出に基づき前項若しくは第七項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは第七項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を明らかにして、任命権者の定める手続に従って任命権者に対し申し出なければならない。

6 任命権者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、第四項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

7 第四項又は前項の規定にかかわらず、任命権者は、それぞれ、申出の期間又は第三項の申出に基づき第四項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第五項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり第二十一条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

8 指定期間の通算は、暦に従って計算し、一月に満たない期間は、三十日をもって一月とする。

第十七条の次に次の二条を加える。

第十七条の二 介護休暇の単位は、一日又は三十分とする。

2 三十分を単位とする介護休暇は、一日を通じて四時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該四時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）の範囲内とする。ただし、次に掲げるいずれかの時間帯のみを勤務しない場合にあつては、一日につき五時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該五時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）の範囲内とする。

一 始業の時刻から休憩時間の開始の時刻までの時間帯

二 休憩時間の終了の時刻から終業の時刻までの時間帯

（介護時間）

第十七条の三 介護時間の単位は、三十分とする。

2 介護時間は、一日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した二時間（育児休業法第十九条第一項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該二時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

第二十一条の見出し中「介護休暇」の下に「及び介護時間」を加え、同条中「介護休暇」の下に「又は介護時間」を、「第十六条第一項」の下に「又は条例第十六条の第二項」を加える。

第二十四条の見出し中「介護休暇」の下に「及び介護時間」を加え、同条中「介護休暇」の下に「又は介護時間」を加える。

第二十五条第二項中「又は介護休暇」を、「介護休暇又は介護時間」に改める。

#### 附則

（施行期日）

第一条 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条の規定 公布の日

二 第十条の三第二項第二号中「障害」を「障がい」に改める改正規定並びに第十六条第一項第四号及び第十号の改正規定 平成二十九年十月一日  
(平成二十九年改正条例附則第二条の規定による指定期間の指定)

**第二条** 福岡県職員の育児休業等に関する条例及び福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(平成二十九年条例第五号。以下「平成二十九年改正条例」という。) 附則第二条に規定する職員の申出は、平成二十九年改正条例による改正後の福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例第十六条第一項に規定する指定期間(以下「指定期間」という。)の末日とすることを希望する日を明らかにして、任命権者の定める手続に従って任命権者に対し行わなければならない。

2 任命権者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があつた場合には、平成二十九年改正条例附則第二条に規定する初日(以下「初日」という。)から当該申出による期間の末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

3 平成二十九年改正条例附則第二条に規定する職員(以下「職員」という。)は、第一項の申出に基づき前項若しくは第五項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出(短縮の指定の申出に限る。)に基づき次項若しくは第五項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を明らかにして、任命権者の定める手続に従って任命権者に対し申し出なければならない。

4 任命権者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があつた場合には、初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

5 第二項又は前項の規定にかかわらず、任命権者は、それぞれ、平成二十九年四月一日から第一項の規定により申し出た指定期間の末日とすることを希望する日までの期間(以下「施行日以後の申出の期間」という。)又は第一項の申出に基づき第二項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第三項の規定による指定期間の延長の指定の申出があつた場合の当該申出に係る末日までの期間(以下「延長申出の期間」という。)の全期間にわたりこの規則による改正後の福岡県職員の

勤務時間、休暇等に関する規則第二十一条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、施行日以後の申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

(準備行為)  
**第三条** 前条第一項の指定期間の指定の申出は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

公平委員会の事務の委託を受けている町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

**福岡県人事委員会規則第八号**

公平委員会の事務の委託を受けている町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務の委託を受けている町の管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年福岡県人事委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。  
別表の岡垣町の表出先機関の項を次のように改める。

出先機関	中学校	校長 副校長 教頭
	小学校	校長 副校長 教頭
	こども未来館	館長

**附 則**

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

福岡県職員の農林漁業普及指導手当に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

福岡県人事委員会規則第九号

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

福岡県職員 of 農林漁業普及指導手当に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則

福岡県職員の農林漁業普及指導手当に関する条例の施行に関する規則（昭和四十年福岡県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「次の各号に掲げる」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める」に改め、同条第一号及び第二号を次のように改める。

一 条例第二条第一項第一号に規定する職員 農業改良助長法（昭和二十三年法律第百六十五号）第八条第一項に規定する普及指導員に任用されている者

二 条例第二条第一項第二号に規定する職員 森林法（昭和二十六年法律第四百十九号）第八十七条第一項に規定する林業普及指導員に任用されている者

第二条第三号中「条例第二条第一項第三号に規定する職員は、水産業普及指導員であつて、次のイ又はロに該当するものであること。」を「条例第二条第一項第三号に規定する職員 水産業普及指導員に任用されている者であつて、次のイ又はロに該当するもの」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則等の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

福岡県人事委員会規則第十号

福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則等の一部を改正する規則

（福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部改正）

第一条 福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則（昭和三十二年福岡県人事委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第八条の二中「医療職給料表（一）」を「医師職給料表」に改める。

第八条の四中第一号を削り、第二号を第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二 特定獣医師職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級であるもの  
第十二条の十六第二号中「障害」を「障がい」に改める。

第十九条の四第一項第一号口中「医療職給料表（一）」を「医師職給料表」に改め、同号中ハを削り、ニをハとし、ハの次に次のように加える。

ニ 特定獣医師職給料表の適用を受ける職員のうち、職務の級が七級の職員  
第二十六条第二項第十号を第十一号とし、同項第九号中「一日の勤務時間の一部

について勤務しなかつた日が九十日を超える場合には、その勤務しなかつた期間」を「勤務しなかつた期間が三十日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

八 勤務時間条例第十六条の二の規定による介護時間の承認を受けて勤務しなかつた期間が三十日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間  
附則第五項第一号中「医療職給料表（一）」を「医師職給料表」に改め、同項第二号を

削り、同項第三号を同項第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 特定獣医師職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級であるもの  
別表第2中

医療職給料表(-)	職務の級 4 級及び 3 級の職員	100分の15 (職務の級 4 級の職員のうち人事委員会が別に定める職員にあつては100分の20)
	職務の級 2 級の職員	100分の10
	職務の級 1 級の職員 (人事委員会が定める職員に限る。)	100分の 5
医療職給料表(二)	職務の級 8 級の職員	100分の20
	職務の級 7 級及び 6 級の職員	100分の15
	職務の級 5 級の職員	100分の10
	職務の級 4 級の職員及び 3 級の職員 (人事委員会が定める職員に限る。)	100分の 5 (職務の級 4 級の職員のうち人事委員会が別に定める職員にあつては100分の10)
医療職給料表(三)	職務の級 6 級の職員	100分の15
	職務の級 5 級の職員	100分の10
	職務の級 4 級の職員及び 3 級の職員 (人事委員会が定める職員に限る。)	100分の 5 (職務の級 4 級の職員のうち人事委員会が別に定める職員にあつては100分の10)
研究職給料表	職務の級 5 級の職員	100分の15 (人事委員会が別に定める職員にあつては100分の20)
	職務の級 4 級及び 3 級の職員	100分の10 (職務の級 4 級の職員のうち人事委員会が別に定める職員にあつては100分の15)
	職務の級 2 級の職員 (人事委員会が定める職員に限る。)	100分の 5

を

様式第一号を次のように改める。

医師職給料表	職務の級 4 級及び 3 級の職員	100分の15 (職務の級 4 級の職員のうち人事委員会が別に定める職員にあつては100分の20)
	職務の級 2 級の職員	100分の10
	職務の級 1 級の職員 (人事委員会が定める職員に限る。)	100分の 5
看護師職給料表	職務の級 6 級の職員	100分の15
	職務の級 5 級及び 4 級の職員	100分の10
	職務の級 3 級の職員 (人事委員会が定める職員に限る。)	100分の 5
研究職給料表	職務の級 5 級の職員	100分の15 (人事委員会が別に定める職員にあつては100分の20)
	職務の級 4 級及び 3 級の職員	100分の10 (職務の級 4 級の職員のうち人事委員会が別に定める職員にあつては100分の15)
	職務の級 2 級の職員 (人事委員会が定める職員に限る。)	100分の 5
特定獣医師職給料表	職務の級 7 級の職員	100分の20
	職務の級 6 級及び 5 級の職員	100分の15
	職務の級 4 級及び 3 級の職員	100分の10
	職務の級 2 級の職員	100分の 5

に改める。

様式第 1 号 (第 9 条関係)

扶 養 親 族 届

年 月 日提出

任命権者 殿	勤務公署名			
	職 名		氏 名	⑩

給与条例第 条第 1 項の規定に基づき次のとおり届け出ます。  
(証明書類 通添付)

届出の理由 (該当する□にレ印を付すこと。)

1 新たに職員となった (□配偶者がいない)

2 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある (□配偶者がいない)

3 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある (子、孫及び弟妹で満 22 歳の年度末を超えた者を除く)

4 配偶者のない職員になった (3 に該当する場合を除く)  
 事実発生日 年 月 日

5 配偶者を有するに至った (2 に該当する場合を除く)  
 事実発生日 年 月 日

届出の理由 1~3 に該当する場合、下記の欄に記入すること。

扶養親族 氏 名	職員と の続柄	生年月日	同居・別居の別 (別居の場合は住所)	所得の 種 類	将来一年間の 所得額(見込)	届出事実の 発生年月日	届出事由
		年 月 日				年 月 日	
		年 月 日				年 月 日	
		年 月 日				年 月 日	
		年 月 日				年 月 日	
		年 月 日				年 月 日	

記入上の注意

- 1 太枠内の項目は、職員において記入する。
- 2 「職員との続柄」欄には、配偶者、子、孫、父母、祖父母、弟妹、重度心身障害者を記入する。
- 3 「所得の種類」欄には、給与所得、事業所得、不動産所得等を記入し、所得額の算定は、届出時点の現状等を基礎として将来 1 年間について行う。
- 4 「届出事由」欄には、届出の理由の 2 又は 3 に該当する場合にその事由 (例えば婚姻、離婚、出生、死亡、満 60 歳以上等) をそれぞれ記入する。

受 付 年 月 日 年 月 日受理 ⑩

認定事項	認定をしない場合は その氏名と事由				
	上記のとおり認定する。	年 月 日	決裁	職名	印

備考



様式第五号の一号紙を次のように改める。



## ( 裏 )

## 記入上の注意

- 1 「届出の理由」欄には、該当する理由の□にレ印を付し（新規の場合は理由の 1 にのみレ印を付する。）、理由の 4 に該当する場合は内容を（ ）内に記入する。
- 2 「届出の理由」欄中「2 異動」とは、既に単身赴任手当の支給を受けている者が、更に公署を異にする異動をした場合の当該異動をいい、「3 転居」とは、既に単身赴任手当の支給を受けている者が、更に住居を移転した場合の当該転居をいう。
- 3 配偶者のない者にあつては、「配偶者」とあるのを「異動直前に同居していた満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子」と読み替えて記入する。
- 4 届出の理由の 1 以外に該当する場合は「1 異動直前の居住状況等」は記入を要しない。
- 5 「1 異動直前の居住状況等」及び「2 現在の居住状況等」において「異動」とは、別居の原因となつた公署を異にする異動をいう。
- 6 在勤する公署が移転した者にあつては、「異動」とあるのを「移転」と読み替えて記入する。
- 7 国家公務員又は他の地方公共団体の職員等から人事交流等若しくは公益的法人等派遣法第 10 条第 1 項に規定する採用により引き続き給料表の適用を受けることとなつた者、再任用された者、外国機関等派遣条例第 2 条第 1 項若しくは公益的法人等派遣条例第 2 条第 1 項の規定による派遣から職務に復帰した者又は県職員分限条例第 3 条第 1 号、警察職員分限条例第 2 条第 1 項第 2 号若しくは学校職員分限条例第 3 条第 1 号の規定による休職から復職した者にあつては、「異動」とあるのをそれぞれ「適用」、「再任用」、「復帰」又は「復職」と読み替えて記入する。
- 8 異動に伴い配偶者と別居した場合で、配偶者の住居が異動直前の本人の住居と同じときは、「配偶者の住居から勤務公署までの通勤経路及び方法」欄は記入を要しない。
- 9 異動に伴つて配偶者とともに住居を移転し、その後に配偶者と別居した場合は、「異動直前の住居から勤務公署までの通勤経路及び方法」欄は記入を要しない。
- 10 「通勤(交通)方法の別」欄には、通勤等の順路に従い、徒歩、〇〇線等の別を記入する。
- 11 別居後に配偶者を欠くこととなつた場合は、異動直前に配偶者がいないものとした場合について記入する。
- 12 ※欄には記入しないこと。

(福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則(平成二十八年福岡県人事委員会規則第二十号)の一部を次のように改正する。

附則第三項の表中

医療職給料表(一)	職務の級四級の職員及び三級の職員(管理職手当の区分三種及び四種の職にあるもの又は参事の職にあるものに限る。)
医療職給料表(二)	職務の級八級及び七級の職員並びに六級の職員(管理職手当の区分三種、四種及び五種の職にあるもの又は参事の職にあるものに限る。)
医療職給料表(三)	職務の級六級の職員(参事の職にあるものに限る。)
研究職給料表	職務の級五級の職員

を

医師職給料表	職務の級四級の職員
看護師職給料表	職務の級六級の職員(参事の職にあるものに限る。)
研究職給料表	職務の級五級の職員
特定獣医師職給料表	職務の級七級及び六級の職員

に改める。

附則第四項の表中医療職給料表(二)の項を削る。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第一条中福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則第十二条の十六の改正規定は、平成二十九年十月一日から施行する。

福岡県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第十二条の給料の調整額の経過措置を定める規則を制定し、ここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

福岡県人事委員会規則第十一号

福岡県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第十二条の給料の調整額の経過措置を定める規則(趣旨)

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

第一条 この規則は、福岡県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成二十九年福岡県条例第四号。以下「平成二十九年改正条例」という。)附則第十二条の規定に基づき、職員の給料の調整額の経過措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(経過措置基準額等)

第二条 平成二十九年改正条例附則第十二条の人事委員会規則で定める経過措置基準額は、次の各号に定める職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 平成二十九年四月一日(以下この条において「施行日」という。)の前日から引き続き福岡県職員の給料の調整額に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第六十六号。以下「調整額条例」という。)第二条の規定により給料の調整を行う職員の職を占める職員(以下この条において「給料の調整額適用職員」という。) 同日にその者に適用されていた調整基本額
- 二 施行日から平成三十年三月三十一日までの間に新たに給料の調整額適用職員となつた職員(第三号及び第四号に規定する職員を除く。) 施行日の前日に新たに給料の調整額適用職員になつたとした場合に平成二十九年改正条例の規定による改正前の福岡県職員の給与に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第四十一号)及びこれに基づく人事委員会規則等の規定(次号において「改正前の給与条例等」という。)により同日にその者に適用されていた給料表、職務の級及び号給を基礎として平成二十九年改正条例による改正前の調整額条例(次号において「改正前の調整額条例」という。)第二条の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額
- 三 施行日から平成三十年三月三十一日までの間に給料表の適用を異にする異動をした給料の調整額適用職員 施行日の前日に当該異動があつたとした場合に改正前の給与条例等により同日にその者に適用されることとなる給料表、職務の級及び号給を基礎として改正前の調整額条例第二条の規定を適用したとしたならばその者に適

用されることとなる調整基本額

四 施行日から平成三十年三月三十一日までの間に新たに給料表の適用を受けることとなった給料の調整額適用職員 当該職員が施行日の前日に給料表の適用を受ける職員であったとみなして第二号の規定を適用した場合に同日にその者に適用されることとなる調整基本額

2 平成二十九年改正条例附則第十二条の人事委員会規則で定める職員は、施行日の翌日以降適用を受ける調整数が施行日に適用されていた調整数（前項第二号から第四号に該当する場合にあっては給料の調整額適用職員となった日に適用されることとなる調整数）を上回ることとなった職員とする。

（雑則）

第三条 前条に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、人事委員会が別に定める。

附則

（施行期日）

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十八年改正条例附則第七条の規定による医療職給料表(二)の経過的特例に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

福岡県人事委員会規則第十二号

平成二十八年改正条例附則第七条の規定による医療職給料表(二)の経過的特例に関する規則の一部を改正する規則

平成二十八年改正条例附則第七条の規定による医療職給料表(二)の経過的特例に関する規則（平成二十八年福岡県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第九号中「特五級適用職員」を「特四級適用職員」に、「医療職特例給料表(二)」を「行政職特例給料表」に、「特五級」を「特四級」に改め、同条第十号中「特五級適用職員」を「特四級適用職員」に、「別表第二口医療職給料表(二)」を「別表第一行政職給料表、別表第四特定獣医師職給料表」に、「別表第三医療職給料表(二)」を「別表第

二行政職給料表」に、「六級」を「五級」に改め、同条第十一号中「特五級適用職員」を「特四級適用職員」に、「別表第二口医療職給料表(二)」を「別表第一行政職給料表、別表第四特定獣医師職給料表」に、「別表第三医療職給料表(二)」を「別表第二行政職給料表」に、「五級」を「四級」に改める。

第五条及び第六条中「特五級適用職員」を「特四級適用職員」に改める。

第七条中「特五級適用職員」を「特四級適用職員」に、「医療職給料表(二)」を「行政職給料表」に、「五級」を「四級」に改める。

第八条中「特五級適用職員」を「特四級適用職員」に改め、「職員の区分は、」の下に「平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までには、」を加え、「同じ区分」の下に「とし、平成二十九年四月一日以後にあっては、退職手当条例施行規則別表二の表第六号区分の項第一号の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったものに適用される区分と同じ区分」を加える。

附則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

福岡県の職員の給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

福岡県人事委員会規則第十三号

福岡県の職員の給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の給料表の適用範囲に関する規則（昭和六十一年福岡県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第二号及び第三号」を「第二号、第三号及び第四号」に改め、同条第一号中「医療職給料表(一)」を「医師職給料表」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「医療職給料表(三)」を「看護師職給料表」に改め、「保健指導又は」及び「保健師、助産師、」を削り、同条を同条第二号とし、同条第四号を同条第三号とし、同条に次の一号を加える。

四 特定獣医師職給料表 家畜衛生保健所及び食肉衛生検査所に勤務し、家畜の防疫





別表第一八を次のように改める。



## 八、看護師職給料表関係

任命権者	職務の級			号	5級	6級
機関	共通			出先機関	福祉労働部	粕屋新光園
知事	副看護長			企画主査	参事補佐	2

別表第一中二を削り、ホをニとし、同表に次の一表を加える。



別表第二イ警察本部長の部共通の項を次のように改める。

共通		専門官		主幹					
----	--	-----	--	----	--	--	--	--	--

別表第二ハを次のように改める。

ハ 医師職務料表関係

職務の級		4級	
任命権者	機関	2	3
警察本部長	本部	参事官	保健指導理事官

別表第二中ニ及びホを削り、ヘをこととする。  
別表第三イを次のように改める。

## 別表第 3 学校職員給与条例

## イ 行政職給料表関係

任命権者	職務の級 号	4 級		5 級	
		共通	企画主査	船長 機関長	主幹
教育委員会	県立学校	通信長 一等航海士 一等機関士		船長 機関長 参事補佐	
	市町村立学校				主幹

附則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

福岡県の職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

福岡県人事委員会規則第十五号

福岡県の職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の初任給調整手当に関する規則（昭和四十年福岡県人事委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「医療職給料表(一)」を「医師職給料表」に改め、同条第三項中「医療職給料表(二)」を「行政職給料表又は特定獣医師職給料表」に改め、同条に次の一項を加える。

4 県職員給与条例第十条の二第一項第四号及び警察職員給与条例第九条の三第一項第二号に規定する職は、行政職給料表の適用を受ける職員の職で次の各号に掲げるものとする。

- 一 薬学に関する専門的知識を必要とするもの
- 二 栄養学に関する専門的知識を必要とするもの
- 三 公衆衛生看護学に関する専門的知識を必要とするもの
- 四 前三号に掲げる職以外の職のうち、医療に関する専門的知識を必要とする職で前三号に掲げる職に準ずるものとして人事委員会が定めるもの
- 第三条第三号中「八年」を「十六年」に改め、同条に次の四号を加える。
- 四 前条第四項第一号に規定する職に採用された職員（薬剤師法（昭和三十五年法律第四百四十六号）に規定する薬剤師免許証（次条において「薬剤師免許証」という。）を有する者に限る。）で、その採用が大学卒業の日から八年を経過するまでの期間内に行われたもの

五 前条第四項第二号に規定する職に採用された職員（栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）に規定する管理栄養士免許証（次条において「管理栄養士免許証」

という。）を有する者に限る。）で、その採用が人事委員会が定める期間内に行われたもの

六 前条第四項第三号に規定する職に採用された職員（保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）に規定する保健師免許証（次条において「保健師免許証」という。）を有する者に限る。）で、その採用が人事委員会が定める期間内に行われたもの

七 前条第四項第四号に規定する人事委員会が定める職に採用された職員（人事委員会が定める免許等を有する者に限る。）で、その採用が人事委員会が定める期間内に行われたもの

第四条中「県職員給与条例第十条の二第二項」の下に「及び警察職員給与条例第九条の三第二項」を加え、同条に次の四号を加える。

三 前条第四号に規定する期間内に採用され、当該採用の日から十年を経過するまでの期間内に新たに第二条第四項第一号に規定する職を占めることとなった職員で薬剤師免許証を有するもの

四 前条第五号に規定する人事委員会が定める期間内に採用され、当該採用の日から十年を経過するまでの期間内に新たに第二条第四項第二号に規定する職を占めることとなった職員で管理栄養士免許証を有するもの

五 前条第六号に規定する人事委員会が定める期間内に採用され、当該採用の日から十年を経過するまでの期間内に新たに第二条第四項第三号に規定する職を占めることとなった職員で保健師免許証を有するもの

六 前条第七号に規定する人事委員会が定める期間内に採用され、当該採用の日から十年を経過するまでの期間内に新たに第二条第四項第四号に規定する人事委員会が定める職を占めることとなった職員で人事委員会が定める免許等を有するもの

第六条第一項中「十五年」の下に「、第三条第四号から第七号まで又は第四条第三号から第六号までに規定する職員にあつては十年」を加え、同項後段中「第四条第二号」の下に「から第六号まで」を加える。

第七条第二項中「第三条第三号」の下に「から第七号まで」を加え、「第四条第二号」の下に「から第六号まで」を加える。

第八条中「第四条第二号」の下に「から第六号まで」を加え、同条第一号中「又は第



三項」を削り、同条に次の二号を加える。

三 第二条第三項に規定する職から当該職以外の職への異動

四 第二条第四項各号に規定する職から当該職以外の職への異動  
附則に次の一項を加える。

3 福岡県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成二十九年福岡県条例第四号）附則第二条及び第三条の規定の適用を受ける職員及び人事委員会が定めるこれに準ずる職員であつて、この規則による改正後の福岡県の職員の初任給調整手当に関する規則（昭和四十年福岡県人事委員会規則第二十号。以下「改正後の規則」という。）第二条第三項の職を占める職員のうち行政職給料表の適用を受ける職員の初任給調整手当の額は、改正後の規則別表三項職員欄の二種欄に掲げる額とする。  
別表を次のとおり改める。

別表（第 6 条関係）

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員				2 項職員	3 項 職 員		4 項 職 員		
	1 種	2 種	3 種	4 種		1 種	2 種	1 種	2 種	3 種
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1 年未満	309,000	270,200	217,500	160,100	100,000	45,000	30,500	14,500	5,900	29,000
1 年以上 2 年未満	309,000	270,200	217,500	160,100	100,000	45,000	30,500	14,500	5,900	29,000
2 年以上 3 年未満	309,000	270,200	217,500	160,100	100,000	45,000	30,500	14,500	5,900	29,000
3 年以上 4 年未満	309,000	270,200	217,500	160,100	100,000	45,000	30,500	14,500	5,900	29,000
4 年以上 5 年未満	309,000	270,200	217,500	160,100	100,000	45,000	30,500	14,500	5,900	29,000
5 年以上 6 年未満	309,000	270,200	217,500	160,100	90,000	43,600	30,500	13,100	5,300	26,100
6 年以上 7 年未満	309,000	270,200	217,500	160,100	80,000	42,100	30,500	11,600	4,700	23,200
7 年以上 8 年未満	309,000	270,200	217,500	160,100	60,000	39,200	30,500	8,700	3,500	17,400
8 年以上 9 年未満	309,000	270,200	217,500	160,100	40,000	36,300	30,500	5,800	2,400	11,600
9 年以上 10 年未満	309,000	270,200	217,500	160,100	20,000	33,400	30,500	2,900	1,200	5,800
10 年以上 11 年未満	309,000	270,200	217,500	160,100		25,300	25,300			
11 年以上 12 年未満	309,000	270,200	217,500	160,100		20,300	20,300			
12 年以上 13 年未満	309,000	270,200	217,500	160,100		15,300	15,300			
13 年以上 14 年未満	309,000	270,200	217,500	160,100		10,300	10,300			
14 年以上 15 年未満	309,000	270,200	217,500	160,100		5,300	5,300			
15 年以上 16 年未満	309,000	270,200	217,500	160,100						
16 年以上 17 年未満	304,600	266,200	214,200	157,500						
17 年以上 18 年未満	300,200	262,200	210,900	154,900						
18 年以上 19 年未満	295,800	258,200	207,600	152,300						
19 年以上 20 年未満	291,400	254,200	204,300	149,700						
20 年以上 21 年未満	287,000	250,200	201,000	147,100						
21 年以上 22 年未満	275,000	240,200	193,700	141,500						
22 年以上 23 年未満	262,800	230,100	186,100	136,100						
23 年以上 24 年未満	250,900	220,300	179,100	130,500						
24 年以上 25 年未満	238,900	210,300	171,600	125,200						
25 年以上 26 年未満	226,800	200,300	164,400	119,700						
26 年以上 27 年未満	211,700	186,600	153,200	111,900						
27 年以上 28 年未満	196,800	173,100	142,600	104,000						
28 年以上 29 年未満	181,800	159,600	131,700	96,100						
29 年以上 30 年未満	166,600	145,900	120,600	88,300						
30 年以上 31 年未満	149,200	130,900	109,000	79,700						
31 年以上 32 年未満	131,700	115,900	97,200	71,300						
32 年以上 33 年未満	114,500	101,100	85,700	62,600						
33 年以上 34 年未満	84,000	76,300	66,200	49,900						
34 年以上 35 年未満	56,100	53,400	48,300	38,000						

備考 1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第 4 条各号の職員となつた日以後の期間を示す。  
 2 この表において、「1 項職員」とは第 2 条第 1 項の職を占める職員を、「2 項職員」とは同条第 2 項の職を占める職員を、「3 項職員」とは同条第 3 項の職を占める職員を、「4 項職員」とは同条第 4 項の職を占める職員をいう。

- 3 この表において、1項職員欄中「1種」とは第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員及び粕屋新光園に置かれる職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の職(人事委員会が定める職を除く。)を占める職員を、「4種」とは同項第4号の職を占める職員をいう。
- 4 この表において、3項職員欄中「1種」とは第2条第3項の職を占める職員のうち行政職給料表の適用を受ける職員を、「2種」とは同項の職を占める職員のうち特定獣医師職給料表の適用を受ける職員をいう。
- 5 この表において、4項職員欄中「1種」とは第2条第4項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の職を占める職員をいう。
- 6 第2条第4項第4号の職を占める職員については、本表にかかわらず、別に定めるところによる。

**附則**  
この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

**福岡県人事委員会規則第十六号**

福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の管理職手当に関する規則(昭和四十年福岡県人事委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「障害者更生相談所」を「障がい者更生相談所」に、「市町村(市町村の組合を含む)立学校」を「市町村立学校」に改める。

別表第二第二号中「医療職給料表(一)」を「医師職給料表」に改め、3級の部を削る。

別表第二第四号中「医療職給料表(三)」を「看護師職給料表」に改め、同表第三号を削り、同表第四号を第三号に、第五号を第四号とし、第四号の次に次の一号を加える。

**五 特定職医師職給料表**

職務の級	区分	額
7 級	二種	106,200 円
	三種	92,300 円
	四種	87,000 円
6 級	三種	87,000 円
	四種	69,500 円
	五種	52,200 円

**附則**

(施行期日)

1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。  
(経過措置)

2 福岡県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成二十九年福岡県条例第

四号。以下「平成二十九年改正条例」という。) 附則第二条及び第三条の規定により平成二十九年四月一日(以下「切替日」という。)に給料表の適用を異にする異動をした職員(平成二十九年改正条例附則第四条第二項の規定の適用を受ける職員を除く。)であつて、切替日の前日において占めていたこの規則による改正前の福岡県の職員の管理職手当に関する規則(以下「旧規則」という。)第二条に規定する別表第一に掲げる職に係る同表の区分欄に定める区分と同一の区分に対応するこの規則による改正後の福岡県の職員の管理職手当に関する規則(以下「新規則」という。)別表第一に掲げる職を占める職員のうち、新規則第三条の規定による管理職手当の額が切替日の前日を受けていた旧規則第三条の規定による管理職手当の額に達しないこととなる職員には、新規則第三条の規定による管理職手当のほか、その差額に相当する額を管理職手当として支給する。

福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

**福岡県人事委員会規則第十七号**

福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則(平成十一年福岡県人事委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

別表備考の7中「特別休暇及び介護休暇」を「特別休暇、介護休暇及び介護時間」に改める。

**附則**

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

福岡県人事委員会規則第十八号

福岡県人事委員会委員長 井 手 和 英

福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則

福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則（昭和四十九年福岡県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第三条の五中「別表イ、ロ又はハ」を「別表イ、ロ、ハ又はニ」に改める。

別表ハの表中「平成二十八年四月一日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表」を「平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表」に改め、同表第一号区分の項第一号中「以後適用されている」を「から平成二十九年三月三十一日までの間において適用されていた」に改め、「平成二十八年四月以後」の下に「平成二十九年三月以前」を加え、同表第一号区分の項第二号から第八号区分の項までの規定中「平成二十八年四月以後」の下に「平成二十九年三月以前」を加え、同表の次に次の一表を加える。

二 平成二十九年四月一日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表

第一号区分	<p>一 平成二十九年四月一日以後適用されている（以下「平成二十九年四月以後の」という。）県職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が九級であったもの</p> <p>二 平成二十九年四月以後の県職員給与条例の医師職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったものうち人事委員会の定めるもの</p> <p>三 平成二十九年四月以後の任期付研究員条例第五号第一項の給料表の適用を受けていた者で同表六号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>四 平成二十九年四月以後の任期付職員条例第四号第一項の給料表の適用を受けていた者で同表七号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>五 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの</p>
第二号区分	<p>一 平成二十九年四月以後の県職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が八級であったもの</p> <p>二 平成二十九年四月以後の県職員給与条例の医師職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったものうち人事委員会の定めるもの（第一号区分の項第二号に掲げる者を除く。）</p> <p>三 平成二十九年四月以後の任期付研究員条例第五号第一項の給料表の適用を受けていた者で同表五号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>四 平成二十九年四月以後の任期付職員条例第四号第一項の給料表の適用を受けていた者で同表六号給の給料月額を受けていたもの</p>

第三号区分	<p>五 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの</p>
第四号区分	<p>一 平成二十九年四月以後の県職員給与条例又は警察職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であったもの</p> <p>二 平成二十九年四月以後の県職員給与条例の医師職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったものうち人事委員会の定めるもの（第一号区分の項第二号及び第三号区分の項第二号に掲げる者を除く。）</p> <p>三 平成二十九年四月以後の県職員給与条例の看護師職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であったものうち人事委員会の定めるもの</p> <p>四 平成二十九年四月以後の県職員給与条例又は警察職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であったもの（第三号区分の項第三号に掲げる者を除く。）</p> <p>五 平成二十九年四月以後の県職員給与条例の特定獣医師職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であったもの</p> <p>六 平成二十九年四月以後の警察職員給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であったもの又は八級であったもの（第二号区分の項第五号に掲げる者を除く。）</p> <p>七 平成二十九年四月以後の学校職員給与条例の教育職給料表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもの</p> <p>八 平成二十九年四月以後の学校職員給与条例の教育職給料表（三）の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもの</p> <p>九 平成二十九年四月以後の任期付研究員条例第五号第一項の給料表の適用を受けていた者で同表四号給の給料月額を受けていたもの</p>

第六号区分	<p>第五号区分</p> <p>一 平成二十九年四月以後の県職員給与条例、警察職員給与条例又は学校職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であったもの</p> <p>二 平成二十九年四月以後の県職員給与条例の医師職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であったもの</p> <p>三 平成二十九年四月以後の県職員給与条例の看護師職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であったもの（第四号区分の項第三号に掲げる者を除く。）</p> <p>四 平成二十九年四月以後の県職員給与条例又は警察職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもののうち人事委員会の定めるもの又は六級であったもの</p> <p>五 平成二十九年四月以後の県職員給与条例の特定獣医師職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であったもの</p> <p>六 平成二十九年四月以後の警察職員給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であったもののうち人事委員会の定めるもの又は六級であったもの</p> <p>七 平成二十九年四月以後の学校職員給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であったもの</p> <p>八 平成二十九年四月以後の学校職員給与条例の教育職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であったもの</p> <p>九 平成二十九年四月以後の任期付研究員条例第五号第一項の給料表の適用を受けていた者で同表三号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>十 平成二十九年四月以後の任期付職員条例第四号第一項の給料表の適用を受けていた者で同表三号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>十一 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの</p>
-------	---

第八号区分	第七号区分
<p>一 平成二十九年四月以後の県職員給与条例、警察職員給与条例又は学校職員給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもの</p> <p>二 平成二十九年四月以後の任期付職員給与条例第五号第一項の給料表の適用を受けていた者で同表一号給又は二号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>三 平成二十九年四月以後の学校職員給与条例の看護師職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもの</p> <p>四 平成二十九年四月以後の県職員給与条例又は警察職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であったもの</p> <p>五 平成二十九年四月以後の県職員給与条例の特定獣医師職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であったもの</p> <p>六 平成二十九年四月以後の警察職員給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもの</p> <p>七 平成二十九年四月以後の学校職員給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であったもの</p> <p>八 平成二十九年四月以後の学校職員給与条例の教育職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であったもの</p> <p>九 平成二十九年四月以後の任期付研究員条例第五号第一項の給料表の適用を受けていた者で同表一号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>十 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの</p>	<p>七 平成二十九年四月以後の学校職員給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であったもの</p> <p>八 平成二十九年四月以後の学校職員給与条例の教育職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であったもの</p> <p>九 平成二十九年四月以後の任期付職員給与条例第五号第一項の給料表の適用を受けていた者で同表二号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>十 平成二十九年四月以後の任期付職員給与条例第四号第一項の給料表の適用を受けていた者で同表一号給又は二号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>十一 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの</p>

第九号区分 なる者	<p>二級であつたもの</p> <p>二 平成二十九年四月以後の県職員給与条例の医師職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたものうち人事委員会の定めるもの</p> <p>三 平成二十九年四月以後の県職員給与条例の看護師職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの</p> <p>四 平成二十九年四月以後の県職員給与条例又は警察職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもの</p> <p>五 平成二十九年四月以後の県職員給与条例の特定獣医師職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもの</p> <p>六 平成二十九年四月以後の警察職員給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの又は四級であつたもの（第七号区分の項第六号に掲げる者を除く。）</p> <p>七 平成二十九年四月以後の学校職員給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたものうち人事委員会の定めるもの又は二級であつたもの（第六号区分の項第七号及び第七号区分の項第七号に掲げる者を除く。）</p> <p>八 平成二十九年四月以後の学校職員給与条例の教育職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたものうち人事委員会の定めるもの又は二級であつたもの（第六号区分の項第八号及び第七号区分の項第八号に掲げる者を除く。）</p> <p>九 平成二十九年四月以後の任期付研究員条例第五条第二項の給料表の適用を受けていた者</p> <p>十 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの</p>
--------------	---

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

福岡県職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

福岡県人事委員会規則第十九号

福岡県職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

福岡県職員の退職管理に関する規則（平成二十八年福岡県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二十二条中「一号又は二号」を「各号」に改め、同条第二号中「平成二十八年四月

一日以後の次のイからチまでに掲げるものが就いていた職」を「平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間の次のイからチまでに掲げるものが就いていた職」に改め、同号イ中「平成二十八年四月一日以後適用されている（以下「平成二十八年四月以後の」という。）」を「平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間において適用されていた（以下「平成二十八年四月以後平成二十九年三月以前」という。）」に改め、同号ロからチまでの規定中「平成二十八年四月以後の」を「平成二十八年四月以後平成二十九年三月以前の」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三 平成二十九年四月一日以後の次のイからチまでに掲げるものが就いていた職

イ 平成二十九年四月一日以後適用されている（以下「平成二十九年四月以後の」という。）県職員給与条例、学校職員給与条例及び警察職員給与条例の行政職給料表並びに企業職員給与規程の企業職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級以上であつたもの及び五級であつたもの（管理職手当の区分が四種及び五種であつたものに限る。）

ロ 平成二十九年四月以後の県職員給与条例の医師職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの（管理職手当の区分が一、二種、三種、四種及び五種であつたものに限る。）

ハ 平成二十九年四月以後の県職員給与条例の看護師職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたもの（管理職手当の区分が五種であつたものに限る。）

ニ 平成二十九年四月以後の県職員給与条例及び警察職員給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの（管理職手当の区分が一、二種、三種及び四種であつたものに限る。）

ホ 平成二十九年四月以後の県職員給与条例の特定獣医師職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級以上であつたもの及び五級であつたもの（管理職手当の区分が三、四種及び五種であつたものに限る。）

ヘ 平成二十九年四月以後の学校職員給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの（管理職手当の区分が四種及び五種であつたものに限る。）

ト 平成二十九年四月以後の学校職員給与条例の教育職給料表(三)の適用を受けてい

た者でその属する職務の級が四級であったもの（管理職手当の区分が四種及び五種であったものに限る。）

チ 平成二十九年四月以後の警察職員給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が八級であったもの及び七級であったもの（管理職手当の区分が三種であったものに限る。）

様式第一号を次のように改める。



様式第 1 号(第 12 条関係)

## 再就職者による依頼等の承認申請書

年 月 日

任命権者 殿

地方公務員法第 38 条の 2 第 6 項第 6 号の規定に基づき、次のとおり承認を申請します。

## 1 申請者

(ふりがな) ( ) 氏 名 (印)	生年月日 年 月 日生
勤務先(営利企業等)の名称	勤務先における地位(役職等)
連絡先 TEL( — — )	FAX( — — )
勤務先(営利企業等)の業務内容	

## 2 離職時及び離職前の状況

離職日	年	月	日	離職時の職
離職前 5 年間(※)の在職状況等	所属・職	在職期間		職務内容
		自	年 月 日	
		至	年 月 日	
		自	年 月 日	
		至	年 月 日	
		自	年 月 日	
		至	年 月 日	
		自	年 月 日	

※ 申請者の在職状況等について、在職期間が新しい順に記載すること。

地方公務員法第 38 条の 2 第 4 項又は第 8 項に規定する職に就いていた場合にあっては、当該職に就いていた期間まで遡って記載すること。

## 3 要求又は依頼する事項と勤務先(営利企業等)との契約等の関係

在職していた執行機関の組織等において自らが締結を決定した勤務先(営利企業等)又はその子法人との契約に関する要求又は依頼

 該当する

 該当しない

在職していた執行機関の組織等において自らが決定した勤務先(営利企業等)又はその子法人に対する処分に関する要求又は依頼

 該当する

 該当しない

## 4 要求又は依頼の対象となる役職員

氏 名(ふりがな)		( )
所属	職	
職務内容		

## 5 要求又は依頼の対象となる契約等事務の内容

 電気、ガス又は水道水の供給を受ける契約に関する職務に関するもの

 その他役職員の裁量の余地が少ない職務に関するもの

職務の内容及び職務に係る役職員の裁量の程度

 上記の2項目のいずれにも該当しない

## 6 要求又は依頼の具体的な内容

--

## 7 その他参考事項

--

## 任命権者記入欄

受理番号

処理結果区分

- 承認  
 不承認  
 却下(承認を必要としない)

承認又は不承認の理由

承認番号

処理年月日

年 月 日

様式第二号を次のように改める。

様式第 2 号(第13条関係)

再就職者から依頼等を受けた場合の届出書

年 月 日

福岡県人事委員会委員長 殿

地方公務員法第38条の2第7項の規定に基づき、次のとおり届出をします。

1 届出者

(ふりがな)( 氏 名	) (印)	生年月日 年 月 日生
所属	職	

2 要求又は依頼をした再就職者の氏名等

(ふりがな)( 氏 名	)	要求又は依頼が行われた日時 年 月 日 時
再就職者が勤務する営利企業等の名称	営利企業等における再就職者の地位(役職等)	
離職時の所属	離職時の職	

3 要求又は依頼の内容

--

様式第三号を次のように改める。

## 様式第 3 号(第 24 条関係)

管理又は監督の地位にあった者が再就職した場合の届出書

年 月 日

任 命 権 者 殿

福岡県職員の退職管理に関する条例第 3 条の規定に基づき、次のとおり届出をします。

## 1 届出者

(ふりがな)( 氏 名	) ①	生年月日 年 月 日生
住所	電話番号	
離職時の所属及び職	離職日 年 月 日	

## 2 再就職の状況

再 就 職 日	年 月 日
再 就 職 先 の 名 称	
再 就 職 先 の 住 所	
再就職先の業務内容	
再就職先における地位	

受付年月日

附則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

福岡県職員の特種勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

福岡県人事委員会規則第二十号

福岡県職員の特種勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

福岡県職員の特種勤務手当に関する条例の施行規則（昭和二十九年福岡県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「障害者更生相談所」を「障がい者更生相談所」に改める。

様式第五号中「~~議事録~~」を「~~議事録~~」に改める。

様式第八号中「~~議事録~~」を「~~議事録~~」に改める。

附則

この規則は、平成二十九年十月一日から施行する。ただし、第四条第一項本文の改正規定は、平成二十九年四月一日から施行する。

福岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

福岡県人事委員会規則第二十一号

福岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則（平成十四年福岡県人事委員会規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「第二号」を削る。

第七条中「別表第二十、別表第二十六及び別表第三十」を「別表第二十から別表第三

十まで」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される福岡県職員の処遇等に関する条例の施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

福岡県人事委員会規則第二十二号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される福岡県職員の処遇等に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

例の施行規則の一部を改正する規則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される福岡県職員の処遇等に関する条例の施行規則（昭和六十三年福岡県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

附則第三項第四号中「日本電信電話株式会社法」を「日本電信電話株式会社等に関する法律」に改め、同項第五号中「第十条の二第四号」を「第十条の二第一項第四号」に、「特定地方公社等職員」を「特定一般地方独立行政法人等職員」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県人事委員会訓令第一号

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程（平成十二年三月福岡県人事委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一任用課の項第五項第一号中「第六号」を「第七号」に改め、「及び警察官の警視の職」を削り、「警部相当職」の下に「以下の職」を加え、「以上の職、」の下に「警



察官の警視の職及び」を加え、「警視相当職以上」を「警視相当職」に改める。

別表第一給与公平課の項第二十二号中「第十六条第一項第十五号イ」を「第十六条第一項第十五号」に改め、同項第二十三号中「第十六条第一項第十五号ロ」を「第十六条第一項第十五号」に改め、同表給与公平課の項第五項中「第二条第十二号」を「第二条第十三号」に改め、同表給与公平課の項第六項中「第一条」を「第二条」に改め、同表給与公平課の項第九項第五号中「第八十八条第七項」を「第八十八条第六項」に改め、同表給与公平課の項第十二項中「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の申立てに関する規則」を「福岡県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の申立てに関する規則」に改め、同表給与公平課の項第十九項第一号中「児童福祉法等」を「売春防止法等」に改め、同表給与公平課の項第二十項第十三号中「規定により、殉職等の場合の昇格の特例」を「規定による昇格の特例」に改め、同項第二十七号の次に次の一号を加える。

27の2 第三十八条の規定により、給料の決定を将来にむかって訂正することを承認すること。

別表第一給与公平課の項第二十一項第十九号中「第十二条の三十一第二項第三号」を「第十二条の三十一第二項第三号及び第五号」に改め、同項第二十号中「第十二条の三十一第二項第四号、第六号及び第七号」を「第十二条の三十一第二項第四号及び第六号」に改め、同項第二十一の二号を削り、同表給与公平課の項第二十二項第四号の次に次の一号を加える。

5 別表第二の備考第三項の規定により、別表第一に掲げられていない管理職手当の額を定める特段の事情がある職を認めること。また、その職を占める職員の手当額を別に定めること。

別表第一給与公平課の項第二十二の二項を削る。

別表第一給与公平課の項第二十三項第三号及び第四号を次のように改める。

3 第二条第四項第四号の規定により、医療に関する専門的知識を必要とする職に準ずるものを定めること。

4 第三条第五号、第六号及び第七号の規定により、人事委員会が定める期間を定めること。

別表第一給与公平課の項第二十三項第四号の次に次の一号を加える。

4の2 第三条第七号及び第四条第六号の規定により、人事委員会が定める免許等を定めること。

別表第一給与公平課の項第二十三項第八号の次に次の一号を加える。

9 別表の備考第六項の規定により、「別に定めるところ」を定めること。  
別表第一給与公平課の項第二十四項中「福岡県公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する条例の施行規則」を「福岡県公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則」に改め、同表給与公平課の項第二十五項第一号中「第三条第五項」を「第三条第七項」に改め、同表給与公平課の項第二十六項第一号中「第二条第六項第一号」を「第二条第四項第一号」に改め、同項第二号中「第二条第七項」を「第二条第五項」に改め、同項第三号中「第二条第十項第七号」を「第二条第八項第七号」に改める。

別表第一給与公平課の項第二十八項を削り、同表給与公平課の項第二十九項第二号中「医療職給料表(一)」を「医師職給料表」に改め、同項を第二十八項とし、同表給与公平課の項第三十項を第二十九項とする。

別表第一給与公平課の項第三十一項及び第三十二項を削り、第三十三項を第三十項とし、第三十四項から第三十七項までを三項ずつ繰り上げる。

別表第一給与公平課の項第三十八項から第四十二項までを削り、第四十三項を第三十五項とし、同表給与公平課の項第四十四項第五号中「第六条」を「第六条第一項」に改め、同項を第三十六項とし、第四十五項から第四十七項までを八項ずつ繰り上げ、第三十九項の次に次の一項を加える。

四十 福岡県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第十二条の給料の調整額の経過措置を定める規則(平成二十九年福岡県人事委員会規則第十一号)に基づく次の事務

1 第三条の規定により、この規則の施行に関し必要な事項について定めること。

別表第一給与公平課の項第四十八項を第四十一項とし、第四十九項を第四十二項とする。

別表第二の一の表給与公平課の項第三項第一号を削り、同項第二号中「第六条」を「第八条」に改め、同号を同項第一号とする。

別表第二の一の表給与公平課の項第九項第二号中「聴聞等」を「聴聞」に改め、同表の一の表給与公平課の項第十一項中「福岡県人事委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関

する規則」を「福岡県人事委員会聴聞及び弁明の機会の付与の手續に関する規則」に改め、同表の一の表給与公平課の項第十二項中「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の申立てに関する規則」を「福岡県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の申立てに関する規則」に改める。

別表第二の一の表給与公平課の項中第十五項を削り、第十六項を第十五項とし、第十七項を第十六項とする。

別表第二の三の表任用課の項第一項中「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）を「法」を削り、同項第七号を削る。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。ただし、別表第一給与公平課の項第二十三項第三号、第四号、第四号の二及び第九号、同表給与公平課の項第二十九項第二号、同表給与公平課の項第四十項並びに別表第二の三の表任用課の項第一項の改正規定は、平成二十九年四月一日から施行する。

福岡県人事委員会訓令第二号

事務局

福岡県人事委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

福岡県人事委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領の一部を改正する訓令

福岡県人事委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領（平成二十八年福岡県人事委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

題名中「障害」を「障がい」に改める。

本則中「障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」を「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」に改める。

附則

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。

収用委員会

福岡県収用委員会訓令第一号

福岡県収用委員会認証局利用規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

福岡県収用委員会

福岡県収用委員会認証局利用規程を廃止する訓令

福岡県収用委員会認証局利用規程（平成十四年十月福岡県収用委員会訓令第一号）は、廃止する。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。